

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

社会福祉法人 神戸自興会

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人神戸自興会（以下「この法人」という。）の定款8条及び定款第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者を言い、賞与及び退職手当は支給しない。
- (4) 評議員とは、定款第2章の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、社会福祉法第45条の8第4項、同法第45条の16第4項、同法45条の16第3項、同法第45条の19第6項において定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
なお、社会福祉法第45条の35第1項に基づき、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮するものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴う発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、常勤役員及び非常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員及び評議員に対しては理事会、評議員会出席等、必要な都度、定額を支払うことができる。
- 3 常勤役員には、毎年6月及び12月に、役員賞与を支給することができる。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職手当を支給することができる。
- 5 この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の常勤役員の報酬月額は別表第1「俸給表」のとおりとし、役員のうち各々の理事の報酬月額は別表第1「俸給表」のうちから、評議員会の承認を得て、決める

ものとする。

- 2 この法人の常勤の監事の報酬月額は別表第1「俸給表」のうちから、評議員会が決議しない場合においては、監事の協議によって定めるものとする。
- 3 常勤の役員に対する役員賞与は別表第2「常勤役員賞与」のとおりとし、理事長は、理事会の承認を得て、支給するものとする。
- 4 非常勤役員に対する報酬は別表第3「非常勤役員の報酬」に定める定額とする。
- 5 常勤の役員に対する退職手当は、別表第4「常勤役員退職手当の算出要領」に定める算式により算出される額とする。
- 6 退職金は、役員として円滑に勤務し、かつ辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。
- 7 各評議員の報酬等は、定款第8条に定める金額の範囲内において別表第3に基づき支払うものとする。

(報酬等の日割り計算)

- 第5条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
 - 3 月の途中における辞任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から休日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
 - 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任された場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

- 第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次の通り端数処理を行う。
- (2) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
 - (3) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(報酬の支給日)

- 第7条 報酬は、年間報酬額を定める場合を含め、月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとし、非常勤役員及び評議員にあっては、理事会、評議員会出席等、必要な都度、支払うものとする。

(報酬等の支給方法)

- 第8条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額（源泉所得税等）及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤費)

第9条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給する。、

(費用)

第10条 この法人は、役員及び評議員がその勤務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月16日から施行する。

別表第1 常勤役員等の報酬月額

号俸	支給基準額
1号俸	月額 100,000 円
2号俸	月額 150,000 円
3号俸	月額 200,000 円
4号俸	月額 250,000 円
5号俸	月額 300,000 円
6号俸	月額 350,000 円
7号俸	月額 400,000 円
8号俸	月額 450,000 円
9号俸	月額 500,000 円
10号俸	月額 550,000 円
11号俸	月額 600,000 円
12号俸	月額 650,000 円
13号俸	月額 700,000 円

別表第2 常勤役員等の賞与

6月の賞与	報酬月額 × 2.0
12月の賞与	報酬月額 × 2.5

別表第3 非常勤役員等の報酬 ※日額は源泉所得税控除後の額

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	18,000 円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	18,000 円

(3) 監事

	日額
理事会・評議員会等への出席	18,000 円
監事監査実施	30,000 円

別表第4 常勤役員退職手当の算出要領

(算出数式) 報酬年額÷12×1.25／年×在職月数

※乗数が1.75を超えるときは1.75とする。